

発議第3号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について次のとおり制定する。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 中 嶋 武 嗣

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 津 村 孝 司

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合
議会議員 熊 谷 定 義

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長において専決処分することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第96条第1項第13号に規定する法律上その義務に属する1件50万円以下の損額賠償の額を定めること。
- (2) 法第243条の2第4項の規定による広域連合職員に対する5万円以下の賠償責任を免除すること。